

建設関連業務委託成績評定の概要

令和5年度

盛岡市財政部契約検査課

工事指導検査室

はじめに

公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されることが重要であり、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）における基本理念として規定されています。

このことから、盛岡市においても公共工事に関する調査及び設計の品質確保を図るため、平成 20 年度の試行を経て平成 21 年度から建設関連業務委託に対する成績評定を実施しています。

また、平成 25 年度からは建設関連業務委託の適正な発注を図るため、設計図書審査により適正な条件明示と正確な積算の確認などを行っています。

さらに、平成 26 年には公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、技術者能力の資格による評価等による調査・設計の品質確保が基本理念に追加されるとともに、プロポーザル方式など多様な契約制度の活用も図られています。

なお、市では、これまで「工事監理業務委託」について、成績評定の対象外としていましたが、国や県において成績評定の対象としていること、また、成績評定を行うことにより公共工事の品質確保が促進されることから、建設関連業務委託成績評定要領を改正し、令和 4 年度から「工事監理業務委託」を加え成績評定を実施しています。

本資料は、この様な社会環境の変化の中で建設関連業務委託のさらなる品質向上に向けた取り組みの一助とするため、令和 5 年度に工事担当課等で実施された建設関連業務委託成績評定の結果を取りまとめたものです。

目 次

1	建設関連業務委託の実施状況	
(1)	契約状況	3
(2)	評定の実施状況	3
2	令和5年度の成績評定結果	
(1)	評定点の分布	4
(2)	業務分類別評定結果	4
(3)	成績不良による指名停止措置状況	5
	資料編	
	建設関連業務委託成績評定の実施経過	6
	建設関連業務委託成績評定要領	7

1 建設関連業務委託の実施状況

(1) 契約状況

令和5年度に契約した建設関連業務委託は70件でした。平成30年度以降は、年間100件を超える件数で推移していましたが、令和5年度は、例年に比べ若干減少した前年度と同程度の件数となりました。

業務区分別の契約件数は、土木関係コンサルタントが最も多く、続いて建築関係コンサルタント、補償関係コンサルタントの順となっています。

表1 建設関連業務委託 業種区分別契約状況（50万円以上） 税込み（円）

業種区分	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	件数	契約額								
測量業務	10	62,240,260	6	84,059,800	7	160,222,467	3	148,797,000	5	185,735,000
建築関係コンサル	57	254,244,632	28	224,977,000	24	148,868,500	22	176,966,900	24	173,220,300
土木関係コンサル	46	393,496,840	38	326,647,200	35	386,547,700	32	357,134,800	27	417,169,500
地質調査業務	5	13,512,240	6	13,775,300	4	9,726,200	1	4,224,000	3	8,331,400
補償関係コンサル	16	110,629,980	26	138,377,580	24	124,944,600	11	54,024,300	11	62,946,400
計	134	834,123,952	104	787,836,880	94	830,309,467	69	741,147,000	70	847,402,600

※ 契約額は当初契約額（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(2) 成績評定の実施状況

令和5年度に完了した業務委託（成績評定を行ったもの）は74件で、平均評定点は73.9点となっています。令和元年度以降5年間の平均評定点は74.1点となっており、令和5年度は、例年並みとなっています。

表2 建設関連業務委託成績評定実績

完了年度	件数	平均評定点
R元	99	73.6
R2	80	75.2
R3	89	74.7
R4	57	73.0
R5	74	73.9
計	399	74.1

業種区分と業務分類について

◇業種区分

- ・盛岡市建設関連業務委託契約競争入札参加資格者に係る区分。

◇業務分類

- ・建設関連業務委託成績評定に係る評定上の分類で業種区分とは異なる。
- ・成績評定は複数の業務分類が含まれる契約の場合、主たる業務に係る業務分類で行う。

2 令和5年度の成績評定結果

(1) 評定点の分布

令和5年度に完了した業務委託の評定点の分布を図1に示します。65点以上～84点以下の範囲に多く分布しており、70点以上～74点以下が21件と最も多くなっています。また、平均点は73.9点、最高点は92点、最低点は11点となっています。

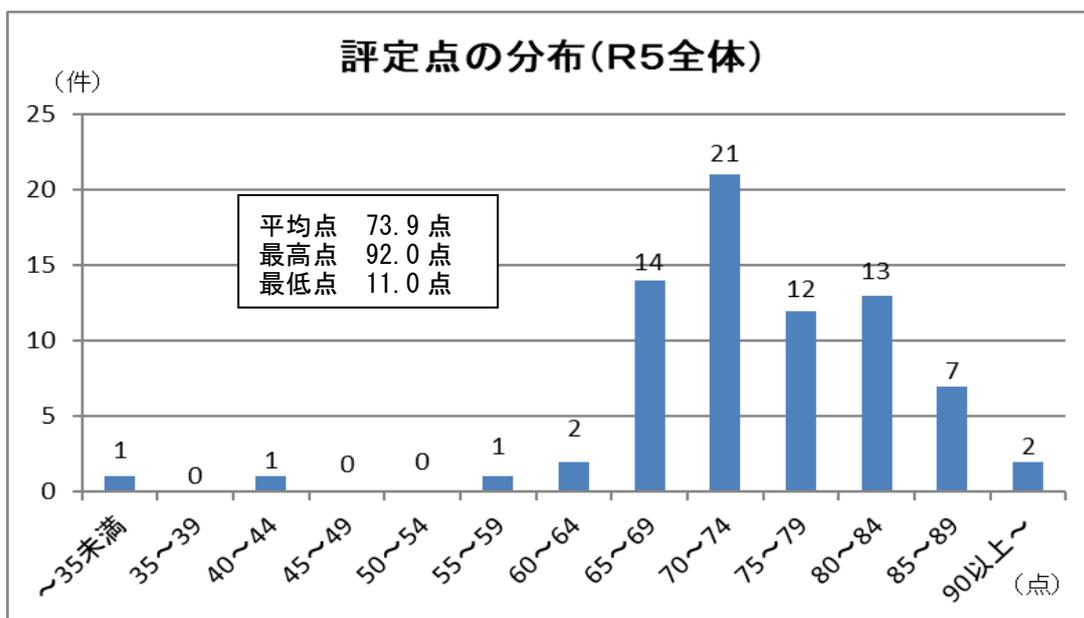


図1 評定点の分布 (令和5年度完了分)

(2) 業務分類別評定結果

業務分類別の平均評定点は図2に示すとおり、全体の平均評定点と大きく乖離した業務分類はありませんでした。

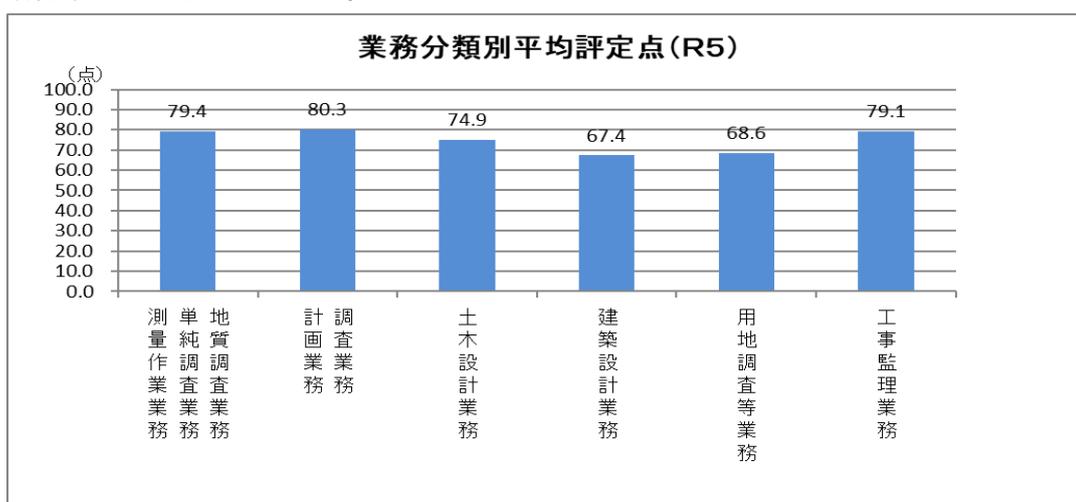


図2 業務分類別平均評定点 (令和5年度完了分)

(3) 成績不良による指名停止措置状況

令和5年度に完了した建設関連業務委託のうち、成績不良（評定点50点未満）により、令和6年度にかけて指名停止措置としたものが2件ありました。

また、令和4年度に完了したものの令和5年度に契約不適合が確認され、評定見直しを行った結果、指名停止措置としたものが1件ありました。

契約年度	完了年度	業種分野	評定点	指名停止期間	備考
令和4年度	令和4年度	建築関係コンサルタント	48	1月	評定見直し
令和5年度	令和5年度	建築関係コンサルタント	44	2月	
令和5年度	令和5年度	建築関係コンサルタント	11	6月	

盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準（抜粋）

（平成3年9月30日市長決裁）

（指名停止）

第2 市長は、資格者が別表第1から別表第3までの左欄に掲げる措置要件の一に該当するときは、当該各号に定める適用基準の期間により、当該資格者に対して指名停止を行うものとする。

2（省略）

（建設関連業務の委託契約等に係る競争入札参加資格者に対する指名停止）

第11 建設関連業務の委託契約及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者に対する指名停止については、市営建設工事例による。

別表第3（第2、第4関係）契約の履行等に関する措置基準

措置要件	適用基準	期間
1（省略）		
2（省略）		
（工事成績の不良）		
3 施工した市営建設工事に係る完成検査の工事成績評定書の評定点合計が次の点数となったとき。	（1）工事成績評定点合計が、45点以上50点未満のとき。	1月
	（2）工事成績評定点合計が、35点以上45点未満のとき。	2月
	（3）工事成績評定点合計が、35点未満のとき。	6月

（注）指名停止措置の実施時期は、当該事実を認定した日からとする。